

「住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)案」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

○募集期間 : 令和5年11月1日(水曜日)14時から令和5年11月30日(木曜日)24時

○募集方法 : 電子申請、郵送、ファクシミリ

○提出人数・意見数 : 2名から2件(うち意見の公表を望まないもの0件)のご意見をいただきましたが、
1件は本評価書(案)に対するご意見等ではありませんでした。いただいたご意見に対する大阪府の考えは以下のとおりです。

(意見等は、募集の趣旨を踏まえ、基本的に原文のまま掲載していますが、個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しています。)

項目	No	意見	大阪府の考え方
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	1	<p>○4 特定個人情報ファイルの取扱い委託のところ</p> <p>○情報保護管理体制の確認 委託先として～情報保護管理体制は「十分である」 のところ、今の時代システムはどんどん新しいものができていて、情報保護の管理はつねに進化していていると思いますので、「十分である」という表現はおかしいと思います。見直し改善明記してほしい。</p>	<p>本府の業務委託先である地方公共団体情報システム機構は、日本産業規格「JISQ15001個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」に準拠した「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」に基づいて、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備しており、その旨を示すプライバシーマークが付与されています。</p> <p>当該マークは2年更新とされているため、2年毎に個人情報の保護措置について指定審査機関による再審査を受ける必要があり、特定個人情報の保護措置を講ずる体制が継続的に整備されるものと考えています。</p> <p>また、本府との委託契約においては特記仕様書で個人情報の適正管理に関する規定を設け、個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況の確認及び点検の定期的な実施・報告などを委託業者に義務付けています。</p> <p>適切な情報管理に向け、引き続き委託業者の管理監督を行ってまいります。</p>